

平成18事業年度における日本司法支援センター事業報告書

(骨子)

1 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

平成18年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の設立初年度であったことから、業務開始を周知するとともに、国民への認知度を高めるため、様々な広報活動を行った。

また、利用者の意見を今後の業務改善に役立てるため、「サービス推進室」を設置するとともに、「苦情等取扱規程」などを設けた。

2 関係機関との連携強化

情報提供業務等、司法アクセスの円滑な運営が可能となるよう、関係機関・団体等との連携を強化するため、すべての地方事務所で地方協議会を開催した。

3 常勤弁護士の確保

支援センターに常時勤務する契約をしている弁護士を合計24名採用し、合計22か所の事務所に配置した。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い弁護士を確保するため、日弁連、司法研修所、法科大学院等の協力を得て、合計40回余りにわたり、延べ4,000名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生等を対象として説明会を実施した。

また、日弁連の協力を得て、平成19年度からは、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する制度を導入することとし、常勤弁護士に強い関心・興味が見られる司法修習生を対象とした積極的なリクルート活動を行ってきた。

4 情報提供業務

電話又は面談による問い合わせに対して、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報提供を行っている。

情報提供は無料で、電話代は利用者の負担となるが固定電話で全国どこからでも3分8.5円の通話料で利用できる。

また、電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」という覚えやすい番号を用意した。

契約書等を見なければ回答できないような複雑な問い合わせ等については、コールセンターにおいて最寄りの地方事務所を紹介し、面談による情報提供を行った。

コールセンター、窓口情報提供とも、消費生活相談資格者等の資格を持った者が、FAQ（よくある質問と答え）や関係機関・団体データベースにより、情報提供を行ってきた。

5 民事法律扶助業務

財団法人法律扶助協会から比較的円滑に業務を承継することができ、法律相談援助、代理援助及び書類作成援助のいずれも、業務承継直前6か月間における同協会の実績と比べて増加した。平成18年度（上半期は同協会における実績）の代理援助・書類作成援助の開始決定件数も、同協会における平成17年度の実績比で約9%増と、順調に推移した。

契約弁護士・司法書士は総じて十分な数を確保できたが、一部やや不十分な地域も存している。

また、援助審査の合理化、犯罪被害者への充実した援助、契約弁護士・司法書士に対する研修など、業務の質の向上にも取り組んできた。

6 国選弁護関連業務

業務開始前から、契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会主催の説明会を通じて弁護士に対して契約内容について説明を行うほか、業務内容等を記載した解説書を全国の弁護士に配布した。

一括契約については、全国の弁護士への周知に努めるとともに、各地方事務所において関係機関と協議し、配り方方法を検討した。

すべての地方事務所において、①国選弁護人の選任態勢について、関係機関との協議を実施し、②関係機関と協議の上、国選弁護人候補の指名・通知に関する目標時間を設定し、おおむね所定の目標時間内に指名・通知を行い、③説明会を実施したり、解説書を配布したりすることにより、契約弁護士に対する研修を実施した。

7 司法過疎対策

平成18年度は、司法過疎対策として合計6か所に地域事務所を設置し、常勤弁護士各1名を常駐させた。

また、旭川及び岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域の司法過疎地域である旭川地裁稚内支部、岐阜地裁御嵩支部管内を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱う試行をした。

8 犯罪被害者支援業務

支援センターでは、犯罪被害者やその家族などが、そのとき最も必要とする支援が受けられるよう、①犯罪被害者支援に関する法制度の紹介、②犯罪被害者支援を行っている機関・団体窓口の案内（紹介、取次等）、③犯罪被害者の支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介を3本柱とした犯罪被害者支援業務を行ってきた。

コールセンターでは、犯罪被害者支援専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者を配置し情報提供を行った。

また、地方事務所においても、犯罪被害者に二次被害を与えることがないように、犯罪被害者支援の研修を実施し、業務に当たってきた。

全国で約1,100名の弁護士を精通弁護士名簿に登載し、被害内容等を踏まえ、犯罪被害者に弁護士の紹介を行った。

以上